

## 【 検査 】

616 血清補体価（ $CH_{50}$ ）等（悪性関節リウマチ等）の算定について

《令和7年7月31日》

## ○ 取扱い

- ① 次の傷病名に対するD015「4」血清補体価（ $CH_{50}$ ）、「8」 $C_3$ 又は $C_4$ の算定は、原則として認められる。
  - (1) 悪性関節リウマチ
  - (2) 関節リウマチ
- ② 悪性関節リウマチに対するD015「4」血清補体価（ $CH_{50}$ ）、「8」 $C_3$ 及び $C_4$ の併算定は、原則として認められる。

## ○ 取扱いを作成した根拠等

補体は、主に抗体の作用を補い効果を高める作用を有している。一般的に抗体活性の高い免疫疾患では補体が消費され、補体蛋白（ $C_3$ 、 $C_4$ 等）・補体活性（ $CH_{50}$ ）共に低下する。関節リウマチでは、高値を示す傾向にあるが、関節外症状としての血管炎を伴う悪性関節リウマチでは逆に低下し、両者の病態把握の指標の一つでもある。なお、 $CH_{50}$ 、 $C_3$ 、 $C_4$ を併せて測定することにより、補体価の変動のパターン等を把握することは、その診断や治療効果の判定、経過観察に有用である。

以上のことから、悪性関節リウマチ、関節リウマチに対するこれらの検査の算定は、原則として認められると判断した。また、悪性関節リウマチに対するこれらの検査の併算定は、原則として認められると判断した。